

質問に対する回答

工事名) 秋田自動車道 横手IC～大曲IC間自発光視線誘導設備工事

質問事項と回答

No	質問内容	回答
1	<p>機器仕様の中の視線誘導灯及び現場操作盤において各々電圧が明示されておりますが選定メーカーにより異なる場合があると考えられます。その場合は協議の上、変更することは可能でしょうか。</p>	<p>必要な光学性能を満たせば、電圧の変更は協議の上、変更可能です。</p>
2	<p>交通規制について金抜き設計書には数量が1式と記載されておりますが、事前調査、探査、試掘及び機器搬入・据付に必要な回数が含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、D、E、G ブロック内訳に交通規制が計上されておりませんが、本工事には含まれていないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>交通規制工の1式は工事で必要となる規制をすべて含んでいます。従って、事前調査、探査、試掘及び機器搬入・据付に必要な回数が含まれております。</p> <p>D、E、G ブロックについては、別工事にて交通規制を行う予定です。</p>